

GPA制度に関する申合せ

平成27年9月30日
教育基盤センター運営委員会承認

平成29年6月26日
平成31年1月28日
大学教育センター学部教務委員会承認

【目的】

学生の学習意欲の向上を図り、学生の計画的な履修登録を促すとともに、厳格な成績管理と指導を行うことを目的とする。

【算定方法】

(1) 成績評価の方法

成績の評価は、学則の規定に基づき、S（90～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(2) GPA算定の方法

- ① 「S」を4点、「A」を3点、「B」を2点、「C」を1点、「D」を0点とする。
- ② 期末試験を受験しなかったり、途中で受講を放棄するなどして評価ができなかった場合の「X」は、0点とする。
- ③ GPAは、次の式により計算するものとし、Xを含めない登録総単位数で割った平均とする。

$$GPA = \frac{(Sの単位数 \times 4 + Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1 + Dの単位数 \times 0)}{\text{登録総単位数}}$$

- ④ 算定は、学期ごと及び入学時からの通算で行う。

ただし、以下の科目は適用除外科目とする。

- ① 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- ② 本学入学前に修得した単位認定科目
- ③ 他大学との単位互換等で修得した科目
- ④ 外国語検定試験により修得した単位認定科目
- ⑤ その他学部等が別に定めた科目

【活用方法】

(1) GPAの活用方法

- ① 成績不振学生への個別指導
 - ア 個別指導を要する成績不振学生のGPAの基準は、「1.5以下」とする。
 - イ 原則として、GPAを算定した学期の次の学期始めに、学期別GPA及び入学時からの通算GPAを基に個別指導を行う。
- ② 成績優秀者の表彰の選考
- ③ 授業料免除の選考
- ④ その他学部等の判断によるもの

【成績評価に関する留意事項】

- (1) シラバスで成績評価の基準を公表すること。
- (2) 成績発表時に配付する成績表にGPA値を記載し、学生へ周知すること。
- (3) 個人情報に関わることから、各学部において厳重に成績を管理すること。

【実施時期】

平成27年10月1日からとする。

なお、「成績評価（GPA導入）について」（平成15年11月20日共通教育・学生支援管理委員会承認）は、廃止する。

平成29年6月26日からとする。

平成31年4月1日からとする。ただし、【算定方法】（2）GPA算定の方法③のXを含めない改正規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。